

平成21年 第2決算審査特別委員会討論要旨

◎ 新 政 会

新政会を代表しまして、第2決算審査特別委員会に付託されました平成20年度決算認定第2号から第9号につきまして、認定を可とする立場で討論します。

約9億円の黒字決算により、自治体財政健全化法に基づく各指標数値及び比率においても順調に推移し、健全経営をされ、また市民の皆様にご心配、ご迷惑をかけた生活保護詐欺事件についても、当該年度において大幅な給与減額などで国庫負担金返還を行い、一応の決着をみたことに市長を初め、理事者、職員の皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

以下、若干の意見を付して討論いたします。

1. 国民健康保険特別会計

特別調整交付金の基準収納率を達成したこと、並びに2億1,000万円の基金を積み立てたことを高く評価する。収入未済額、不納欠損額の解消に努力されたい。

2. 下水道事業特別会計

高い収納率を維持していることに敬意を表する。企業会計への引き継ぎをスムーズに実施し、耐用年数の再確認や地域過疎化、人口減少など考えられる諸問題を事前に予想して中長期計画を策定されたい。

3. 勤労者福祉共済特別会計

加入者が減少する中、黒字計上は評価するが、商工会議所などの民間移管を早急に計画実施されたい。

4. 老人保健特別会計

最後の決算になったが、長年の適正な運営に敬意を表する。

5. 公営住宅事業特別会計

軽修繕の自主工事での節減や、家賃滞納者への法的処置開始による収入率改善で経営的によい方向へ向かっている。今後は、居住者との意志の疎通を図り市民の快適な暮らしをサポートされたい。

6. 介護保険特別会計

高齢者がますます増加する中、適正な執行をしていることを評価する。国の制度改正に即応し、使いやすい介護サービスを市民に提供し、特に居宅介護福祉用具購入費や住宅改修費のより一層の利用促進を図られたい。

7. 後期高齢者医療特別会計

新制度は、国民からの反発もあり波乱のスタートとなった。国の政権交代により再度の制度変更があるかもしれないが、収入率道内7位という徴収率を維持されるとともに、対象者に幅広いPRと根気よい説明をし、より一層の制度理解を進めるよう努力されたい。

8. 病院事業会計

工事中の厳しい環境にもかかわらず、地域医療を適正に担っていることを高く評価する。今後人口が減少する中、新病院建設に向け、医師、看護師を確保し、市民に利用される病院を目指し、単年度収支赤字を解消すべく努力されたい。

以上、新政会を代表しての討論いたします。

◎ 市 民 ク ラ ブ

市民クラブを代表しまして、第2決算審査特別委員会に付託されました平成20年度決算認定第2号から第9号につきまして認定を可とする立場で討論いたします。

厳しい財政環境の中で、滝川市の活力再生と行財政改革を進め、予算執行に努められました市長を初め、職員の皆さんに敬意を表します。

以下、若干の意見を付して討論いたします。

1. 国民健康保険特別会計

国保事業運営安定化計画に基づき、保健事業、医療費適正化特別対策事業を推進され、昨年を大幅に上回る剰余金を生じたことは評価するものである。今後においてもさらなる健全財政に向けて取り組まれない。

2. 下水道事業特別会計

効率的な執行により経費の節減が遂行され、剰余金を生じたことは高く評価するが、不納欠損、収入未済額の減に引き続き努力されたい。

3. 勤労者福祉共済特別会計

中小企業からの加入が減少する中であって、従業員にとっては重要な共済制度であり、周知を行うとともに、企業への積極的な加入促進に向けて努力されたい。

4. 老人保健特別会計

平成 20 年度の決算において歳入不足となったが、昨年度の収入不足と比較して大幅に改善されている。今後、国や道の負担率向上に向けて力を尽くされたい。

5. 公営住宅事業特別会計

建設事業を積極的に実施し、経費節減と効率的な執行に努められ、剰余金を生じたことは評価する。今後とも収納率の維持向上に努められ、修繕などの入居環境の改善に努力されたい。

6. 介護保険特別会計

各サービス事業の中でかなりの不用額が出ている。剰余金も大切だが、高齢者や、障がいを持った方が安心して利用できるサービスの改善を検討されたい。

7. 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療保険制度についての認識や理解度が完全でなく、混乱を生じたり、制度そのものに対する批判も多かった。係の努力には敬意を表するものであるが、制度に対する再検討を働きかけるべきである。未済額については理解できていない場合も考えられるので、積極的な取り組みが必要である。

8. 病院事業会計

地方自治体の病院経営は累積赤字が自治体の財政圧迫となっている中で、純損失をわずかに抑えられた職員の皆様の経営努力に対して敬意を表する。今後とも、診療体制の充実を図り、公共性、経済性の両面での問題解決に向けて健全経営に努力されるとともに、医師の確保に全力で取り組まれない。

◎ 公 明 党

公明党を代表し、第 2 決算審査特別委員会に付託されました平成 20 年度決算認定第 2 号から第 9 号について、認定を可とする立場で討論いたします。

財政健全化に向け努力された市長を初め、理事者、職員の皆様に敬意を表します。

以下若干の意見を付して討論いたします。

1. 国民健康保険特別会計

収入未済額は改善が見られるが、不納欠損額は少々増加している。今後においては、さらに収入未済額、不納欠損額の解消に向けて努力されたい。

2. 下水道事業特別会計

不納欠損額、収入未済額の減、さらに経費の節減、効率的執行の努力を評価するが、滞納繰越の解消になお一層努力されたい。

3. 公営住宅事業特別会計

不納欠損額、収入未済額ともに毎年減少しており、改善の努力を評価する。現状いろいろな事情により公営住宅を希望される市民のために市民ニーズに合った利用度の見直しを検討されたい。

4. 介護保険特別会計

高齢化が進む中、地域のニーズにこたえるようさらに努力されたい。

5. 後期高齢者医療特別会計

制度変更に伴う膨大な作業を無事進められたことを評価する。

6. 病院事業会計

市民の命を守る行政としての市立病院は、十分な環境づくりを着々と進められているところである。新病院に向け、万全な医師、看護師確保に努められたい。

◎ 日本共産党

私は、日本共産党を代表し、第2決算審査特別委員会に付託された認定第2号平成20年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを否とする立場で、また認定第3号から第9号までを可とする立場で討論を行います。

まずはじめに、国の悪政、職員の大幅削減、連続する市の不祥事という環境の中で、市民の福祉の向上のために尽力されてきた理事者、職員の皆様に敬意を表します。

平成20年度の特別会計決算で評価できる点として、

第一は、清算中の老人保健特別会計と市立病院事業会計以外の6会計は実質収支が黒字で、その合計は4億5,000万円を超え、一般会計の4億1,761万円と合わせ、8億7,200万円にも上ったことである。これは業務を執行した全職員の努力のたまものとする。

第二は、下水道事業特別会計では、今後5年間で値上げすることなく平準化債の償還を終える見通しができたことである。

第三は、公営住宅事業特別会計では、敷金基金の積み戻しが進み、あと約3,900万円で元に復帰するまでになったことである。

第四は、介護保険特別会計では、1,851人の要介護認定を行い、479人が施設サービスを利用し800人を超える人が居宅サービスを利用するなど安定した介護サービスを実施した。また、包括支援センターは451件の相談を受け介護予防ケアプランを作成するなど、市民が利用しやすい相談所として定着した。

第五は、市立病院事業会計では、赤字にはなったが、その原因は内科、皮膚科の医師2名が常勤から出張医になるという医師不足によるものが大きく国の悪政の結果である。職員は意見箱の活用、職員教育で市民に開かれた病院づくりを前進させた。在院日数も17.7日と必要な日数を確保している。

第六は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計では、国の悪政による前代未聞ともいえる大幅な制度変更に対する市民の不安、怒りの中で、市としてやるべき業務を果たした。

第七は、勤労者福祉共済特別会計は、民間委託に係るアンケートも行われ、継続への努力が行われた。

一方、検討課題も多々見られた。第一は、契約についてである。

市立病院事業会計では7つの業務委託を1社が少なくとも3年間独占状態である。公正な競争がなされているか疑問を指摘せざるを得ない。また、医療事務委託では、人件費単価が責任者458万円、班長300万円強、臨時職員720円というのは責任の重さから考えて低過ぎるのではないかと。

公営住宅事業特別会計では、解体工事など8件の入札で70%という低価格落札が行われた。道の改善も参考に制度改善が求められる。

また、老人福祉住宅の仕様書では、体調が悪いときの家事援助、ごみ出しなどがあるが、入居者に伝わっていない可能性がある。契約内容の適正実施を社会福祉協議会について検討する必要がある。

特に検討が求められるのは、社会福祉事業団への指定管理代行委託のあり方である。

1点目は、支払い額は契約金額ではなく、決算時に精算をして決定するというものになっている。契約の競争性が確保されていない疑いがある。2点目は、除雪業務など重要な契約で入札が行われていない疑いがあることである。市の施設であることから、業界から疑問が指摘されている。指定管理条件は発注側で設定できるものであり、今後の改善を求める。3点目は、給食や消耗品などで市内業者や地元江部乙地区の業者からの購入を原則とすることを契約に書き入れるよう改善を求める。

検討課題の第二は、介護保険特別会計で、特別養護老人ホームで要介護2から3以下の方が重度優先のため、入居が難しくなっていることである。市内には介護つき有料老人ホームなどがふえたことは事実だが、年金額が低い半数以上の市民は、在宅や入院を余儀なくされている。市が特別養護老人ホームを増床すべきであるという

立場にまず立つことを求める。

検討課題の第三は、公営住宅の管理人への苦情対応のまずさである。勝手な除草剤散布により住民が皮膚障害を訴え、暴力事件として住民が警察に被害を訴えた。エレベーターの制限も行き過ぎと考える。特定団地の管理人のことであり、担当課任せではない取り組みでの改善が求められる。

検討課題の第四は、障がい者施設への発注を意識的にふやすことである。更生園へのクリーニング発注が光生舎経由になっていることは直接発注の検討が必要である。

検討課題の第五は、市長が特に認める減免制度の周知徹底である。国保税では56件、619万円が減免されているが、医療費、後期高齢者保険料、介護保険などでも抜本的に市民への周知の改善を求める。

最後に、国民健康保険特別会計決算認定を否とする理由は、資格証明書を発行し続けている1点である。収納率向上のための作業は、滞納件数が全体の2割、1,418件に上り、少ない職員の努力にも限界がある。滞納者と会って話すことや悪質かどうかの見きわめなどは難しい課題と思われる。これは他の自治体にも共通する問題で、道内では171自治体と2広域連合のうち4割以上の73自治体が資格証明書を発行していない。政令指定都市の広島市も発行しないようになった。これらの市町村はなぜ取り上げをしていないのか。毎年全国で30人前後の方が被保険者証がなく手おくれとなり死亡しているが、その原因として、収入が少ないなどのために仕方なく保険税を納められない市民を悪質と判定し、資格証明書を発行している例がある疑いが強いためである。広島市では8,700人に資格証明書を発行していたが、一年間に10人以上の死亡の疑いがあり20年4月に発行をやめゼロにした。滝川市でも102世帯に資格証明書が発行され、10割負担して受診した例が14世帯、延べ34件に上っている。ある市民は、腹部破裂手術の後、10割支払い即日退院し3年間傷口の化膿を素人治療しながら土木作業を続け仕送りを続けた。幸い仕事が切れて滝川に戻り、市立病院に緊急入院して命は取りとめた。今後、滝川市で死亡者や重症者が出ない保証はない。命と滞納をはかりにかけてよく検討することを求める。支払い能力があれば差し押さえなどの滞納処分で収納できるはずである。差し押さえもできないような人は支払い能力があるとは言えず、悪質とは言えない。生活保護基準以下の収入の人を悪質と言えるだろうか。国民健康保険法第9条第3項は、「政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き」資格証明書を発行するものとしている。滝川市で低所得がゆえに被保険者証をもらえず病院に行けない市民をなくすため、資格証明書発行を取りやめる決断を市長にも求め討論いたします。

◎ 窪之内 美知代

無所属女性の会・窪之内美知代です。私は、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号までの平成20年度特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第9号平成20年度病院事業決算の認定についてのすべてを可とする立場で討論を行います。

はじめに、平成20年度は、景気の低迷が長引く中で、税収の落ち込みや、交付税を初め、国からの財源措置も厳しさを増し、タッグ計画の見直しを行うとともに、生活保護詐欺事件への対応に多くの時間をかけざるを得ない年でした。こうした中で効率的な予算執行に当たられ、実質的な単年度黒字を達成したことに敬意を表します。

以下、第2決算審査特別委員会に付託されました会計の全体に共通する点として、未収金の回収に当たっては、滞納者が支払可能な額で納付誓約を書くよう、収入状況や家庭状況を把握した心ある対応をされたい。以下、会計別に意見要望を申し述べます。

1. 国民健康保険特別会計

1億円を超す保険給付費の減、経営姿勢評価による4,000万円の特別調整交付金など、幾つかのプラス要因により約2億3,000万円の黒字決算となり、2億1,000万円を基金に繰り入れることができた。また保険税の収納率も前年並みを維持するなど、努力の見られる決算だった。ただし、プラスに働いている制度の存続や改正も考えられ、将来ともに安定収支が続くとは言い切れない。今後は、国の動向を注視するとともに、自治体の負担軽減や保険税の値下げが実施できるよう、あらゆる機会を通じて国へ要請されたい。

支払う意思を示さない被保険者への資格証明書発行はやむを得ないと思うが、それ以外については発行を控えるよう求める。

2. 下水道事業特別会計

平成 20 年度は黒字決算だったが、使用水量が減ってきていることや人口が減っていくことを考えると、収支見通しは万全とは言えない。経営状態を示す経常収支比率が平成 20 年度では 142%となっているが、平成 23 年度で 100%を割ることが予想されている。翌 24 年度に回復する見通しが示されたが、事業実施に当たっては時期や規模について慎重に決定し、住民負担増を招かない事業推進を期待する。

3. 勤労者福祉共済特別会計

現行の給付水準と事業所負担額を前提に、新タッグ計画に盛り込まれた平成 22 年 4 月からの民間移行へ向け、対応を急がれたい。

4. 公営住宅事業特別会計

3,000 万円の繰越金とともに敷金基金へ 2,300 万円を積み立てるなど、安定した事業内容になっていること。また計画修繕や個別修繕の実施、未収金額を平成 16 年度比で 3 分の 1 に減らしてきていることなど評価できる決算と考える。さらに、長期的にも安定した収支の中で、マスタープランに沿った建てかえ事業、維持保全を進めていける見通しとなっている。今後とも収支の改善をさらに進めるとともに、入居者の環境向上に努められたい。

5. 介護保険特別会計

保険事業勘定においても介護サービス事業勘定においても安定した経営が継続している中で、介護給付費準備基金が 1 億円を超えた。この基金を平成 21 年度から平成 23 年度の第 4 期介護保険事業期間において、6,000 万円を取り崩し事業実施に当たることが明らかになった。一定額の基金積立は理解できるが、それ以外は被保険者の保険料値下げなど積極的な活用について検討されたい。また、指定管理業者として介護サービス事業の重要な役割を担っている社会福祉事業団について、日常的な管理状況を把握し、適切な管理とともに利用者サービスの向上が図られるよう連携を強められたい。さらに、施設譲渡についての協議は、あらゆる面から検討し慎重に進められたい。

6. 後期高齢者医療特別会計

制度自体の評価は別として、準備期間も周知期間も極めて短い中で、初年度を乗り切られた関係職員の皆様に敬意を表する。後期高齢者医療制度撤回を求める声などに押され、一定の制度改正が行われたが、根本的に解決されたわけではない。政権交代により元の老人保健制度に戻ることも予想されるが、後期高齢者医療制度が存続している期間は、住民周知と相談業務に力を入れ、現行制度の適切な運営に努力されたい。

7. 病院事業会計

建替に着手するとともに、オーダリングシステムの開始など実務的負担が増大する中で、職員はもちろん医師も看護師も多くの努力をしていただいた。しかし、医師不足や院内感染による影響もあり、赤字決算となった。病院建替後の安定収支を確保するためにも経営改善についてさらなる取り組みが求められている。

第一に、医業収益を大きく増大させる医師の増員である。手当の増額など医師の待遇改善を重ねていることが説明された。医師確保のためにはさらなる処遇改善の検討を行うとともに、効果的な医師確保行動を展開されたい。

第二に、看護の充実と医業収益増につながる看護師 7 対 1 の確保を実現されたい。そのためにも院内・院外問わず 24 時間対応の保育所整備は、子供を育てる看護師にとって必須条件であり、前向きに検討されたい。

第三に、引き続き接遇研修に力を入れ、来院者にとって信頼して受診、入院できる環境づくりに努力されたい。その他、経営改善につながるさまざまな検討と効果的取り組みを推進されたい。

最後に、病院建替工事は順調に推移しているが、収支計画については決算と大きく違いが出ていることから、今年度中に見直しを行うべきと考える。

以上申し述べ討論とします。